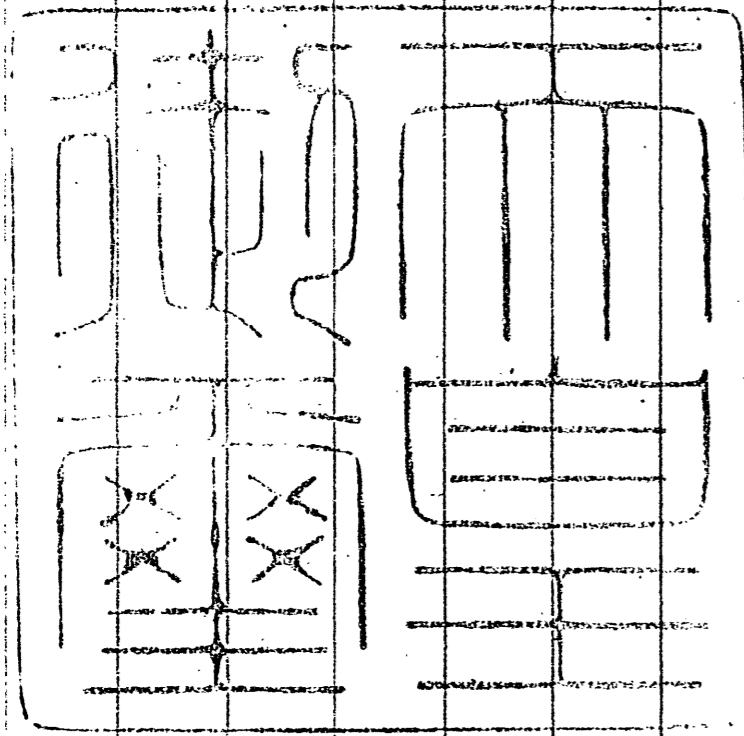


勅令第五百七十一號

朕は、昭和二十年勅令第五百四十二号。ホツギム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基き、都会地轉入抑制緊急措置令の一部を改正する勅令を裁可し、ミニこれを公布せしめる。

裕仁



昭和二十一年十一月二十六日

内閣総理大臣 吉田 茂
内務大臣 大村 清一

勅令第五百七十一号

都会地轉入抑制緊急措置令の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「昭和二十一年十一月三十日」を「昭和二十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

内閣